

第 3 9 回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成19年12月21日（金）

大阪市環境局 第1・2会議室

開 会 午後2時1分

○並河課長代理 ただいまから第39回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、本日の出席状況でございますが、現在のところご欠席のご連絡をいただいておりますのは、藤田副会長、寺澤委員でございます。

花嶋委員、原田委員につきましては、まだお見えになっておりませんが、遅れて来られるとお聞きしておりますので、時間の都合もございますので、先に始めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○並河課長代理 本題に入らせていただきます。郡寫会長、よろしくお願ひいたします。

○郡寫会長 報道機関で撮影の許可をお求めになっているところはあるでしょうか。

○辻課長 ございません。

○郡寫会長 本日は、前回までの議論を確認しながら、「とりまとめ案」につきまして審議を行いたいと思っております。

まず、事務局から、本日の資料についてご説明をよろしくお願ひします。

○辻課長 お手元の資料1と資料2に基づきまして、ご報告をしたいと思います。

資料1につきましては、これまでの議論の整理をさせていただいております。資料2は、今までの審議会での審議を踏まえまして、「こういう形でとりまとめはいかがでしょうか」ということで、「とりまとめ案」としてご提起をさせていただいております。資料1と資料2併せてご説明をさせていただきます。その後、ご審議をお願いしたいと考えております。

まず、資料1の1ページ、2ページについては、これまでの審議内容の項目整理と今回の審議内容について記載させていただいております。

1の大規模建築物の減量施策については、第36回と第37回審議会での課題と内容を集約させていただいております。2の中小規模事業者の減量施策につきましては、第37回と第38回審議会での議論をいただきまして、今回はその方向性について確認いただくということで、資料2と合わせて審議いただければと思っております。3のその他の課題では、アパ

ート・マンションの収集につきまして第38回審議会で審議をしていただきまして、今回はその方向性について確認をしていただくこととなります。答申に向けた審議といたしましては、本日、「とりまとめ案」のご審議をお願いして、次回に答申案として改めて確認をいただく運びにしたいと考えております。

それでは資料1、3ページ、4ページには、前回（第38回）の審議会で審議いただきました中小規模事業者の減量施策につきまして、まとめとして集約させていただいております。

1つは、大阪市の現状認識・基本的な方向性ということで、まず「排出者責任」に基づいて事業者の取組みを推進する。そのために大阪市がコーディネーターの役割を果たす。

次に、特に村田委員から、北区、中心区ではオフィス町内会は可能であるが、平野区、東住吉区では事業所が散在している状況もあって、従来の減量のあり方そのものも検討すべきではないかというご意見をいただきましたし、業種業態に関わりまして委員の方々からも多くの意見をいただいたところです。従って、減量施策については一律的な方法ではなくて、業種とか地域特性を考慮して多角的に検討する方向としております。

その施策につきましては、モデル的な実施を検討する。また、減量を求める対象品目につきましては、再生可能な紙ごみを焦点にあてますが、現在実施しております事業系ごみの実態調査の結果を参考にして設定することとしています。

10kg未満の排出事業者については、経済的なインセンティブの導入について、様々な課題を整理しながら検討を行うこととしています。この経済的なインセンティブの導入方法等については、本審議会ではなくて、また別途、改めての審議会ということになると考えております。

2番目の減量施策検討の進め方（意見集約）でございますが、紙ごみについては、シュレッダーくず等がありますので、まず排出の状況を把握する必要があるということ。

それから、特に原田委員から、「集団回収は市の支援と回収物の対価によって活動が成り立っている。従って事業者についても分別によるメリットが必要ではないか」というご意見もいただいておりますので、減量・リサイクルを行うには、経費面でメリットがないと難しいこと。さらに、テナント会社とビルの管理者のタイアップシステムも同時にご意見をいただいておりますので、資料のとおり表現とさせていただきます。この部分につきまして、今回、改めてご審議、ご意見をいただけたらと思っております。

アパート・マンションについてのまとめでございますが、現状については、非常に資源化率が低いこと。これらについては市民周知を行っておりますけれども、入退居が頻繁といったことがございまして、なかなか排出指導が十分に行えていないこと。それから、ごみの置き場が十分に確保できていないこと。さらに、ごみ置場の設置基準が現在の基準にマッチしていないということとして現状についてのまとめをさせていただいております。

減量施策の進め方の意見集約ですが、武智委員から、アパート・マンションの実態、現実を踏まえて早く分別収集を行うべきである、さらにコンプライアンスの問題としても行政指導にきちっと踏み込むべきであるというご意見もいただきました。さらに、小畑委員、大橋委員から、居住者に対する啓発より、オーナー、管理者の意識を高めるようにすべきというご意見や、分別は資源ごみ、あるいは容器プラスチックのかご等があればいいので、入居時に説明するルールがあればいいという、具体的な提案もいただいております。

集約としては、分別排出の促進のために、居住者、所有者、管理者に啓発を行い、分別排出の意識を高めることが必要であること。さらに、分別排出に必要なごみ置場が十分に設置されていないところがあるので、それについて今後の対応を検討することが必要だという集約をさせていただいております。

こういう意見集約とさせていただきましたので、今日、更に付け加えることなども含めまして、ご審議をお願いしたいというのが1つであります。

続いて、資料2についてでございますが、これまでの審議を踏まえて、「大阪市における事業系ごみの減量施策のあり方について（とりまとめ案）」という形で提起させていただいております。

まず、資料2の1ページをご覧ください。

左に目次がございますが、「とりまとめ案」の構成といたしましては、「はじめに」と「審議の経過」を書かせていただき、3番目に「事業系ごみの現状と課題」という形でまとめしております。4番目は「他都市における事業系ごみ減量施策」で、取り上げる課題としては、指定袋制度と資源物の搬入禁止の2点です。5番目として「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」ということで、排出事業者に対する減量施策として①基本的な方向性を表現し、②大規模建築物における減量施策と③中小規模事業者における減量施策の2つに分けてとりまとめさせていただいております。さらに、アパート・マンションに対する減

量施策として1項目あげました。それから、特に指定袋制度の導入について、改めてこの項目の中でとりまとめをさせていただきました。6番目は「さいごに」ということで、今後、大阪市にとって必要と考えられる減量目標の設定とか資源物の搬入禁止対策、基本計画との関わり、さらに実効性のある減量施策に向けて、大阪市に対する提言という形でとりまとめをしております。

以下、事前に資料をお渡しをしておりますので、概略だけ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページは、「はじめに」と「審議の経過」を書いております。

「1. はじめに」の前の3行は、国と国際的な動きを簡単に書いております。「こうした状況の中」から下へ14行「なっている」までは、大阪市の「基本計画」をもとに、事業系ごみの減量施策のあり方を審議いただく必要性について書いております。その下の3行は、大阪市の特徴を踏まえて、減量への取組みを要請するという形で締めさせていただきます。

「2. 審議の経過」ですが、平成18年9月22日に諮問いたしまして以降、平成19年の今日まで8回審議をお願いしております。そうした経過を書いております。

2ページからは、「3. 事業系ごみの現状と課題」で、現状について先に書いております。後ろに資料編を付けておりますが、①大阪市の特徴を資料2・3を基にまとめさせていただきます。

人口1万人当たりの事業所数が非常に多いこと、昼間流入人口が非常に多いという状況の中で、事業系ごみが6割に達しており、全国平均を上回っております。その事業系ごみの大半を許可業者さんに担っていただいている状況をまとめています。

②ごみ処理量の推移は、資料4に平成3年度からの推移をお示するとともに、約40万t減量されているということ。資料5では、平成10年度と比べますと、家庭系ごみの20%減量と比較して事業系ごみは10%の減量にとどまっている現状を書いております。それから、これまでの事業系ごみの減量施策ということで、大規模建築物の減量指導と焼却工場におけるダンピングチェックを行っていることを書いております。

③家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況ですが、市が収集するごみは「家庭系ごみ」、許可業者が収集するごみ、排出事業者が直接工場に搬入するごみは「事業系ごみ」として集計をしていますけれども、中に、大阪市が一部の学校や公共施設の事業系ごみを収集した

り、許可業者が一部のアパート・マンションから家庭系ごみを収集するケースもあること。また、1日排出量10kg未満については、事業所、住居併設の事業所に関わらず無料になっていることを資料6としてお示しするとともに、そのごみ量を書いております。

4ページ、5ページに移らせていただきまして、④事業系ごみの排出実態です。大規模建築物については、立入指導とか減量計画書で十分把握できているけれども、中小については十分把握ができていないこと。市内中心部に事業所が多いことと、大規模建築物の中でも建物用途別でごみの組成が異なっているということ。資料7、資料8で、特定建築物の排出実態について、建物用途別には製造工場や倉庫が資源化率が高く、ホテル・旅館が低いという実態を例としてあげさせていただいております。

地域ごとの特徴を資料9として添付しております。市内の中心部に多くの事業所が集まっていて、西部臨海地区(此花区、大正区)方面が事業所数が少ない。東部地区(生野区、東成区)は、小規模事業所が多く、製造業が多い。大阪市全体の産業分類では、第3次産業の事業所が多いということなどを書かせていただきました。

⑤許可業者が収集するアパート・マンションの実態として、5ページで、資源ごみの量が極めて少ないという現状を書かせていただきました。

続きまして、そうした現状を踏まえまして、事業系ごみの課題は何かということで、①排出事業者に対する課題と②アパート・マンションの課題をあげております。さらに①排出事業者にかかる課題につきましては、大規模建築物と中小規模事業者の問題に分けて整理をしております。

①排出事業者にかかる課題のア、大規模建築物については、排出実態が概ね把握されていて、一定減量効果も出ていること。ただ、建物用途別に資源化率に差異が生じているとか、「その他紙類」など一部の品目で資源化率が低くなっているの、その向上に向けた取組みを行うことが必要になっていること。さらに、平成19年度から事務所ビルについて1,000㎡に拡大をしましたが、すでにいろいろ問題が出ておりまして、新たに対象となった事務所ビルにおいて、管理体制が確立していないとか、ビル内の管理面の課題等の解消に向けた施策が必要となっているとしました。

イ、中小規模事業者ですが、実態が十分把握されていないということで、第37回の審議会でもいろいろご意見をいただきました。服部委員からは、中小事業所の分布や業態ごとに把握する詳細な分析が必要ではないかと言われましたし、小川委員も、業種業態別に

みの減量指導を考える必要があると言っておられましたので、それらを含めまして、さらなる実態把握が必要であるとともに、6ページの課題について検討が必要だという書き方をさせていただきました。さらに、10kg未満事業所につきましては、排出者責任の徹底とごみの減量という観点から、その取扱いについて検討をする必要があり、そこが課題だとしています。

②業者収集のアパート・マンションについては、前段の6行は実態を書かせていただきまして、分別排出に関する意識の高揚、資源化率の向上に向けた取組みの検討を行う必要があることを課題とさせていただきます。

「4. 他都市における事業系ごみ減量施策」ですけれども、横浜、名古屋、神戸、広島等の検討を行ってまいりました。それぞれの施策につきましては、都市の歴史的経過とか市街化状況など、その都市を取り巻く環境に違いがあるわけですが、大阪市の事業系ごみの減量という視点から取り上げようとする場合、(1)指定袋制度と(2)資源物等の搬入禁止の問題を取り上げさせていただきました。

(1)指定袋制度につきましては、事業者のごみ排出マナーの向上やごみの分別排出の促進を目的に導入しております。各都市とも減量効果が得られるということで、特に指定袋の中に処理処分手数料が含まれている都市もあり、これは神戸市と広島市ですが、特に神戸は最近実施をされましたが、3割ぐらい減量していると聞いております。それは、排出事業者にとって排出量が明確になるし、それに見合う手数料も明確になる制度であるという、制度の紹介をここでさせていただきました。

7ページ、(2)資源物等の搬入禁止の問題ですが、資料11にそれぞれの都市の取組み状況をあげております。第34回審議会の際に、宮川委員から、紙ごみが大阪市内のリサイクルルートで全部可能なのかどうかもちきちと調べる必要があること。さらに東元委員から、名古屋市の例の紹介をさせていただいた時に、紙ごみを排除する施策だけで本当にいいのかどうかという問題提起もいただいておりますので、資源化物の搬入禁止の問題につきましては、その施策をとるにしても、不法投棄防止の観点から、民間の処理ルートの整備状況を事前に把握する必要があることを課題としてあげさせていただきます。

「5. 事業系ごみ減量施策の今後の方向性」でございますが、ここでは事業系ごみ減量施策のあり方のとりまとめを、「今後の方向性」という形でまとめております。初めの5行につきましては、これまでの審議会の経過を書かせていただきまして、現状と課題を踏

まえてどうあるべきかを(1)から書いております。

(1)排出事業者に対する減量施策ですが、①基本的な方向性を、まずまとめております。事業系ごみについては、排出者にその処理責任があるため、「排出者責任の徹底」と「事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進めるべきであるという表現をしております。特に、第33回審議会の際に山田委員から、平成9年のごみ減量施策のあり方に関わって、許可業者が収集しているごみは分別できていないと思う、この間の経過はどうなったのかというまとめも必要だという提起もいただいておりますし、村田委員からも、事業所数が減っているが事業系ごみが減らないことの分析が必要だと。さらに、第36回審議会でも宮川委員から、リサイクルには経費負担が生じるので、できるだけ発生抑制の方に施策として展開するのが大事ではないかというご提起もいただいております。これらは施策の根幹に関わるご意見でございますので、何が原則かを確認するという意味で、改めてこの3行を入れさせていただきました。

そうしたことを前提としながら、大阪市の役割については、「基本計画」の中で申しております2R（発生抑制と再使用）に力点を置いた形で、コーディネーター役を果たしていく。そういうことをここで書かせていただきました。

続きまして、8ページから9ページでは、②大規模建築物における減量施策と③中小規模事業者における減量施策をまとめています。

②大規模建築物における減量施策でございますが、第34回審議会に細見委員あるいは中根委員から、事業者が実際に苦慮していることを知って、それに対応すべきだ、モデルとなるような事業者を呼んで聞き取り調査をすべきだというご意見もございました。本審議会では、アクティ大阪の具体的な取組みを報告させていただいております。そうした経過の中で、「大阪市は先進的な取組み事例を積極的に把握しなさい」ということと併せて、特にこれにつきましては、服部委員から、普及啓発とか情報発信の重要性についてご意見をいただきましたし、そうしたことを十分分析・調査する必要性についてもご意見をいただいておりますので、積極的にそういう事例を普及啓発していくということとしてまとめております。

それから、建物用途別や品目別で資源化率が低くなっている部分については、引き続きリサイクルルートの調査、研究、情報発信に努める必要がある。第36回、さらにそれ以外の審議会でも、例えば食品リサイクルに関連してバイオマスの取組み等の必要性について

小畑委員からのご指摘もありますし、藤田副会長、中根委員の厨芥類の取扱い等のご意見もございましたので、資料のとおり表現としてまとめさせていただきました。

さらに、平成19年度から減量指導対象事業所として事務所ビルを1,000㎡以上に拡大するのですが、既にいろんな課題がありまして、対象拡大した建築物で先進的に取り組んでいる事業者もあると考えられるので、そうした先進事例の調査、情報発信に努める必要があるとまとめております。第36回審議会で郡嶋会長から、マイカップの促進、小川委員からは、建物を建設する時には、法とか条例に沿って進めている、従って法の枠組みが定まれば、ある程度うまく流れていくのではないかと、ごみ減量もそれと同じではないかというご意見もいただきました。そうしたご意見を踏まえて、他都市の先進事例等も十分調査をしながら進めていくこととして、こういう表現をさせていただいております。

なお書につきましては、今は1年ごとに「減量計画書」を求めておりますが、「中長期的な減量計画書」を求めることによって、排出事業者に対する継続的な減量指導を行うことができるのではないかと。7ページに書きました基本的な方向性を具体的に担保する施策にもこういうことが活用できるのではないかとということで、ここで提起させていただいております。

③中小規模事業者における減量施策ですが、大阪市全体で一時的な減量施策ではなく、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきであること。特に小川委員から第32回審議会で、「事業系ごみを扱うことになると、経済規模というファクターが必ず考慮されるべきだ」というご意見もございましたし、行政が中小事業所で話をする場合、まず相手をつくるのが大切で、特にテナントビル、雑居ビルになりますと、なかなかそういう人がいないので、そういう話し相手をつくるのが行政のごみ減量指導に結びついていくのではないかと提議されておりますので、多角的な減量施策を検討していくという方向としております。

それから、モデル的な事業をやってみようということでは、「オフィス町内会」や地域での集団回収を活用すること。さらに、他都市の先進的な事例も調査して方向性を出したらどうかということとしております。モデル的な事業については、第32回審議会で細見委員が、目に見える形でモデル事業の展開が必要だということをおっしゃっていただきました。

9ページで、例としてあげた「オフィス町内会」は、中心的な役割を果たす事業者が必要であることから、市民、事業者、NPOとの連携・協働を視野に入れながら検討を行う

べきだと表現させていただきました。第37回審議会で原田委員から、ごみゼロリーダーとの意見交換の中で、実際に商店街の取組みと連携して進めているところもありますよというご意見をいただいておりますので、資料の表現としております。

さらに、郡寫会長からは、商店街での取組みを例にあげながら、その中でごみゼロリーダーをつくる、いわゆる事業所版のごみゼロリーダーの設置について提言をいただいております。花嶋委員からは、ごみへの関心をどう高めていくか、リーダーをつくるのはいいけれども、頑張っている人が評価される施策も必要ではないか。さらに、寺澤委員から、実際に地域振興会の女性部がごみゼロリーダーの中心的な役割を果たしているというご報告もありましたので、そういうことをまとめさせていただきまして、中心的な役割を果たせる事業者の育成を連携・協働の中で検討していこうという形で提起させていただきました。

それから、9ページのイ、減量の対象品目につきましては、一応は紙ごみとしながらも、ごみの排出実態調査をしておりますので、その結果を見て対象品目を設定すべきとしております。業種業態別にごみの減量手法を考えることは必要ですが、詳細に分けると非常に膨大になります。理論的には細かくすべきだけれども、一定の線引きは必要だということで、第37回審議会で郡寫会長に集約していただいておりますので、その方向に沿った形でこういう表現にさせていただきます。

ウ、10kg未満の事業所の取扱いでございますが、経済的インセンティブの導入には排出事業者の理解と協力が必要である。導入手法については慎重に検討されるべきだということで、経済的インセンティブを導入する場合の課題を下欄にあげております。第37回審議会で松本委員から、大阪市における事業者の実態も踏まえるべきである、大阪市独自の制度として今日まで続いており、現状でよいという事業者もあるのではないかとご意見をいただきました。そうしたことを踏まえて、先ほどの表現にさせていただきます。

9ページ、(2)アパート・マンションに対する減量施策ですが、すべての市民に等しく「ごみ減量」、「分別排出の徹底」を求めるべきということで、市の収集とか許可業者の収集に関わらず、そうしたことを求めるべきだという基本の方向性を表現させていただきます。具体的にどういう方法があるのかについて早急に検討をするという流れでまとめております。

(3)指定袋制度の導入につきましては、大規模建築物については、減量指導の関係もあつ

て計画的にごみ減量が進んでいる。ところが、中小事業者については課題が多い。そうした中で、すべての事業者に対する共通の効果的・現実的なごみ減量施策を検討することから、1つの参考として事業系ごみの指定袋制度がいいのではないか。その検討を進めるべきであるという形で取り上げさせていただいております。

「6. さいごに」では、事業系ごみ減量施策のあり方の留意すべき項目として、1つは、事業者の減量目標、効果目標をきちっと定めて、進捗状況も公表できるような形を考慮すべきだということ。

2つ目に、資源物等の搬入禁止対策の関係ですが、焼却工場で資源物の搬入禁止という施策もありますけれども、不法投棄防止の観点から、きちっと民間におけるリサイクルルートを整備状況とか受入状況を把握した上で、各種の減量施策の検討を行うべきだということ。ここは次の施策といえますか、まず減量施策を実施し、やるべきことをやった上でという表現でまとめさせていただいております。

(3)基本計画とのかかわり。「一般廃棄物処理基本計画」は平成22年度を目標としているわけですが、それを改定する必要が出てまいります。今回、こういうふうに提言をしていただいた分につきまして、ごみの減量施策、さらに減量効果を数値目標として明確にし、それを評価して情報公開すべきだということです。

最後に、実効性のある減量施策に向けて、平成9年からごみの減量施策についての答申をいただき、今般、事業系ごみを喫緊の課題としてご審議をいただいております。特に市民、事業者と連携・協働して、これの実効性をあげていかなければいけないということで、排出面での減量指導、それから普及啓発の活動が一番重要になるのではないかと。大阪市でも、この答申を踏まえて、ごみ減量・リサイクルがより進展するような対策を早急に検討し、速やかに実施するということを、最後の言葉としてまとめさせていただいております。

以上が「とりまとめ案」の概要でございます。本日は、この「とりまとめ案」と資料1の第38回審議会のまとめ等につきまして、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○郡塙会長 今、ご説明がありましたように、前回の審議のとりまとめと、これまで皆さん方からご意見をいただいたものを一定整理しながら最終的な「とりまとめ案」のたたき台を作成していただき、ご説明をいただきました。

まとめ方、あるいは内容の確認等につきまして、皆さん方にご議論をしていただきたい

と思います。ご意見、ご質問がございましたら、どなたからでも活発にお願いしたいと思います。

○大橋委員 アパート・マンションの収集に向けて新たな一步の提案があるわけで、排出者がいかに分けても、それに許可業者さんが好意的に対応してくださるかなというところに私はちょっと引っかかっているんです。今、私のまわりの許可業者さんの回収状況を、朝なんか、私は中央区に住んでいますので見ていると、短時間の間に何カ所も回らないといけないというのがありますし、前回、東元さんから、その手数料はごくわずかなんだと伺っていますので、手間ひまのかかるシステムになっていくことにご協力がいただけるのかなと思っています。

実は、うちの生協の本部も回収業者さんをお願いをしていますが、ペットボトルと普通ごみ、うちなんかは容器包装プラスチックまで分けようと思えば分けられる事業所ですが、いくら分けても全部パッカー車の中に放り込んでいかれる実態がありますので、その実態がこういうふうに分けて集めるところに適応できるのかどうか、不安があるんです。

もちろん許可業者さんの協力がなかったら何も進まないのですが、紙ごみと違って重さが減るといような分別にはなりませんのでね。とにかくプラスチックのように、容積はあるけれども重量の低いものを分けていただけるのかなというところに、少し不安を感じています。

○小川委員 先ほどから説明していただいた中で、紙中心に減らすのが1つの大きな要素になっていますが、普通、紙の分別はそんなに難しいことではなく、ちょっとした会社なら大概どこでも今やっています。おそらく雑誌とか新聞、OA紙、ダンボール、その他包装紙とか、そのぐらいのことを分けるというのは、そう難しくない。

まあ、大きな所帯ならそれなりの量になるから、それなりの業者さんで分けて持ってもらうことは可能でしょうが、小さな業者さんといえますか、先ほどのアパートとか中小事業者のところだと、分ければ非常に小口になりますよね。小口を巡回して収集するシステムが今の大阪市の状況の中で実際問題としてあるのかが、一番重要だと思うんです。そういうシステムがなければ、なんぼ分けても皆まとめて入れていくわけです。その辺のシステムづくりといえますか、そこをうまく行政なり業者につくっていただけると、そう難しくない。事業者側は、おそらくそれぐらいのことはできると思います。その辺が重要なことではないかと思えますね。

○東元専門委員 両委員から私たちが関わる部分の指摘があったように思うので、少しコメントをさせていただきます。

今回、テーマが事業系ということで、家庭系は少し置いておくとしまして、我々業界、今、370業者、車が約1,000台ありますが、大阪市内の事業系のごみを、ほぼ形態としては深夜回収が大半です。これは、おわかりのように、繁華街、商店街等を回収しようとするならば、朝からお昼に回することはまず不可能でして、深夜皆さんが床についておられる時に回収しているのが実態です。

正直言って、やっぱりできる業者とできない業者が当然出てくるわけですね。我々もこの審議会の進捗状況をすごく敏感に意識している中で、できる人とできない人のバランスを調整するために、できる人が中心になっていく回収システム、業界の中では私ども協会の専門委員会の中で、そういったルート回収ができるような仕組みを構築しております。

いずれ事業系ごみ減量ということになれば、我々が収集する約90万tの1割ぐらいの減量目標が今回掲げられていますので、まず何をもってその減量に我々も積極的に関わっていけるのか。先ほど事務局の説明で、資料2の11ページ、「実効性のある減量施策に向けて」のところで、我々も、実態に即した無理のない仕組みを考えていかなければならないのではないかという観点で、この文面の中に「市民・事業者と連携・協働」という表現があるのですが、この「事業者」は、いわゆる排出事業者だけをとらえておられるのか。ここは、ぜひ我々収集業者もその中に入れていただき、できることとできないこと、当然コストも含めて、一方的な押しつける施策ではなくて、無理が生じないような、お互いがうまくいくような施策を考えていただくためには、我々、現に扱っている業者の存在もこの中にしっかり入れていただきたい。

それと、排出事業者さんが実際にお出しになっているごみの組成をどこまで把握されているか。これについても、むしろ我々回収している側のほうが、日頃、どういうものを回収しているかをそれなりに把握している部分もあります。資源ごみ、あるいは紙ごみ、大きく分けたらそこが今回焦点になっていますが、まだ潜在している部分がある。先ほど大橋委員がおっしゃったように、現状は分けても一緒に処理されているということも、実態として直視する中で、当然やるべきことはやっていくべきだという考え方に立っているわけで、特に来年から、透明袋、中身の見えるごみ袋制度が始まりますが、それこそ業者が積極的に袋をつくって排出事業所に販売したり、啓発をしたり、チラシを配ったりという

様なことも、今、いろいろと考えています。「連携・協働」という部分では、ぜひ我々の協会を1つの窓口として利用していただいて、一緒になった無理のない施策を考えていただきたいなと思います。

○郡塙会長 さらにご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川委員 東元委員からお話があったのですが、漠然と全部のごみの話をしても、集め方も違えば、持っていく先もきっと違うので、例えば紙ごみなら紙ごみの話、ペットボトルの話、それから食品の残滓みたいなもの話、皆分けて考えないと、全部いっしょくたにごみだからと言っても。例えば透明袋に入れるといったところで、紙なんか、透明袋に入れたら無駄ですからね。1つずつ対象物を絞って考えないと、なかなか前へ進まないような気がします。

○服部委員 まとめていただいたのを拝見していると、審議が相当きちんと反映されていて、大変だったろうなと思うのですが、いくつか、他の委員さんから出たことで私が前にも申し上げたことを、もう一步踏み込んで反映していただけたらと思うことがございますので、申し上げます。

それは、業種別とか地域別の分析をお願いして、丁寧な資料を付けてくださっていますけれども、今、小川委員から出たお話とも関連するのですが、やはり具体のものに即しての対策ということをもうちょっと文言を盛り込んでいただけると、実効性のあるものにつながっていくのではないかと思います。

例えば具体的に申し上げますと、8ページから9ページにかけて減量施策の方向性を細かく言葉に落としてくださっているわけですが、「中小規模事業者における減量施策」の「モデル的实施の対象」で、極めて漠然とした形になっています。ここにぜひ具体的にごみの種類別、紙あるいは残滓とか、場合によっては、前のところで地域特性が出てきておりますので、ターゲットを絞る形のモデルみたいなものを想定していただいて、できればもう少し踏み込んだ言葉をここに、ここでなくてもよろしいですが、入れていただけるといいなあと。それは、地域特性とか業態特性もありますし、全部に越したことはないですが、一挙には難しいと思いますので、できれば事業者さんの問題ということで、個別産業分野とか企業グループでもいいかもしれませんが、そこまで言葉は出さないにしても、少し落としていただければと思います。

先ほど東元委員からも出ましたけれども、家庭系の場合は収集が直営のところすでに

システムがあつて、もうわかっているところがあるわけですが、やはり事業系は、相当程度、収集事業者に依存している部分がありますので、「そこの連携を密に行いながら」というような言葉を「減量施策」のところで盛り込んでいただけたらいいのかなと思いました。これが1つです。

もう1つ、ちょっと別のことで、情報提供に関連して啓発を行っていくことですが、啓発する際に、抽象的に呼びかけるよりも、具体的にこういった取組みをなさっている事業者、商店街とか地域組織があるというご紹介をされて、場合によつたら、毎年いくつかを分野別に顕彰していただいて、そのご紹介を兼ねながら啓発をしていただくと、例えばある事業所とかある商店街ではそんなふうに行っているのか、じゃあ、うちもやってみたらどうかという具体のモデルになってくるのではないかなと思います。

先ほど詳しいご説明の中でありました、大変小さい事業所であってもISOをお取りになっているところ、それは具体的にどうやっているのだろうかということ、それから減量達成の度合いとか、小さなエピソードでもいいので、啓発がリアリティーのある形で行えるような言葉をどこかに入れておいていただけると、具体のことがやりやすいのではないかな。それを全般にお願いしたい。

もう1点、これもついでに申し上げさせていただくのですが、アパート・マンションに関する減量施策。これは、今後、たぶんものすごく大事な部分になっていって、これは、できているところとできないところがあつて、前回、私は欠席させていただいたのですが、議事録を拝見しますと、時期的にいつ建てられた物件かによって指導が行き届いているところと難しいところが出てきているというのが、とてもよくわかったんですね。ですから、そういった指導の行き渡り方の濃淡みたいなことを把握されながら指導を行う。

これも、少し外側にわかるような形。あまり個人情報が出たらまずいですが、こういった形でうまくやっておられるところがあるという情報を少し出して啓発指導を行ってくださるといいのではないかなと思います。そのあたりのところは、両方、つまり管理者と居住者にアプローチする。例えば学生が非常に多ければ、場合によつたらそこに呼びかける形もできるかもしれない。若い方であっても、意識を持っている方もおありになると思いますので、さまざまな方策があると思います。そのあたりのところ、もうちょっと踏み込んだ言葉を盛り込んでいただいてもいいのではないかなと思いました。

○武智委員 アパート・マンションの構造的な問題と取り方の問題で、私は直接関係が

あるので、いい知恵がないかなと思っておりますが、ここまで来たら環境の時代です。

「住環境基本法」という法律も国は一昨年つくりましたし、環境に対する市民と行政との連携は時代の使命でございます。

行政指導という言葉がよくありますが、マクロとミクロと物理的な面と3つ、大阪市が廃棄物を業者に頼んでいる、頼まざるを得なかった経緯の中でのアパート・マンションの経営実態を、私は確か委員会で、統計的な意味で調査をしたらどうですかということを提言いたしました。その結果がどうかということは今日は申しませんが、もし可能であれば、モデル的なものを3つぐらいの類型に分ける。

30年代に建った木造のアパート。これは、形態的には個別的な部屋を中心とした建物だから、個人の住宅と同じように、透明の袋に入れさせて、管理人がそれをきちっと出して、無料で取ってもらう形になりやすい。

その次には、40年代の後半から50年代、60年代にかけてつくってきた、いわゆる指導のない形でごみの場所をつくった経営者は、やむを得んから金を払って取ってもらっている。これが、東元さんも知っているとおおり、業者系のごみになっています。これに対しては、はっきり申しまして、場所によっては、業者系ごみにせず、金を払わなくても行政が取ってくれるよと。「この場所にこういう形で作れば、うまくいくんじゃないですか」という指導もできると思うんですよ。そういう物理的な対応を、行政が指導をするという姿勢があるかないかということ。

それから、一方で義務として透明の袋に入れて出させるのであれば、分譲マンションなんかは徹底的に最初からそういう指導をさせないと、管理人がルーズであつたら、業者系のごみと同じような内容になってしまうのではないかと思います。だから、特に分譲マンションの管理人に対しては、初めから「法律上もこうなっているよ」「分別がきちんできてないと取りませんよ」というきちとしたルールを確立して指導すれば、その問題は解決する。

ここで問題になるのが、40年代から50年代、60年代にかけてつくった、いわゆる取りにくい場所にあるので、やむを得ず業者に金を払って取ってもらっているごみの問題なんです。なぜかと言いますと、経営者は分別する必要がなくなるんです。一緒に放り込んだら、それで業者は取ってくれますからね。そういうことに慣れっこになっているから。

「なんでいまさら分別せないかんねん」と管理人も思うし、居住者も思いますわね。ある

程度行政指導しても、とにかく放り込んでしまったからしょうがないと。また、放り込むことに慣れっこになっているから、そのままダストシュートに放り込んでしまう。そして事業系の形でずっと進んでいく。こうなるわけですね。

そこら辺のことを、我々協会がありますし、大阪市の賃貸業者協会は私が責任者ですし、業界とも話をして、これは行政が指導する権利義務の関係ではなくて、法律がそうなったからそうしてくださいと。法律を盾に、しっかりコンプライアンスを守りましょうということを全面に立てれば、守らざるを得ませんからね。そうしないと、徹底しませんよ。

一生懸命やっている人が、一生懸命やらなくてもいいということになったら、「分別なんか面倒くさいからやめとこう」「分別しなくても、あのマンションやアパートはいけてるよ」「なんで私だけがこんなに徹底的にやらないかんの」となってきます。これは町内会で出てくる話で、私、地域振興の責任者もやっていますが、町内会でもそういう話が出てきます。「あその人は分別しなくてもいいらしいよ。それやったら、もう面倒くさいからせんとこうや」と。分別する人までがいやになってしまう。

絶対に分別しか取れないというコンプライアンスを徹底さす。徹底さす以上は、そういう指導を前もってきめ細かくする。これをやらないとうまくいかないと思います。説教してるんじゃないですよ。そういう意味で取り組んでもらったら、東元さんの仕事は減るかもわからんけど、今の時代が要求していることに近づいていくのではないかと思います。

○東元専門委員 非常に厳しいお話だと思いますけど、家庭系を歴史的に許可業者が介入して取っている経緯は、できたら大阪市さんからもきちっとご説明をしてほしいなと思うんです。決して我々は、大阪市が本来やるべき仕事を無理やり取りにいて、「分別なくていいから、仕事を頂戴」なんていうことをやっているのではなくて、現に許可業者が収集しているアパート・マンションでも、きちとなさっているところには、我々もきちっと対応させていただいています。「業者がやっているやつは分別なくていい。楽やねん。だからお金払ってるねん」という様なことで帳尻を合わせているのではないと自負しているので、できれば後ほど大阪市さんから、その辺の経緯についてご説明いただきたいなと思います。

それと、家庭系のお話の中で、これは前にもお話しさせていただいたように、決してそれがすべての理由ではないのですが、直営さんが収集したものは基本的に税負担で全部賄われていて、資源ごみの処理についても、まったく市民負担、排出者負担がなくて無料で

処理されている。一方、我々はお金をいただいておりますが、資源ごみについては、大阪市の焼却工場の中にある資源ごみ専用のコンテナに入れていますが、それはスケールをして処理料金を払っているわけですよ。

だから、今日の説明の9ページ、(2)アパート・マンションに対する減量施策の3行目のところで、「全ての『市民』に等しく」とありますが、前に花嶋委員がおっしゃっていたように、統一的にやるべきではないか。統一的というのは、いろんな観点があると思いますが、ごみの場合は、出るところが川上で、流通するところが川下となると、川上も川下もある意味では等しく公平にやってもらわないと、うまく流れないところがあると思うんです。同じ品物でありながら、片一方はまったく負担がない、こっちは負担がある。そういうところも、今後、不均衡さを是正していただくことも考えていただきたい。

それと併せて、他都市の例がよく出ていますが、僕は、必ずしも政令指定都市を全部まねる必要はないと思います。大阪市は大阪市独自の施策があつていいと思います。ただ、コスト的なメリットを考えた時に、例えばお隣の神戸市さんですと、焼却するごみと資源ごみの処理料金が違うんですね。焼却ごみは10kg80円、資源ごみ、ビン・缶・ペットについては10kg40円、いわゆる半分の値段で受け入れをされている。そういう違いがあることで多少進むところもあるように思うので、そういうところも少し考えていただけたらいいのかなど。

それと、我々も決して減量することに反対する気もないですし、むしろ協力することに対する応援の方法といいますか、支援の方法。「やれ」ということだけではなくて、「ここまでやってくれたら、大阪市も多少税金負担でこういう受け皿を考えようじゃないか」とか、あるいはリサイクル施設を共同で考えてやってみるとか。大阪市は、立派な焼却工場がたくさんありますけど、リサイクル施設は非常に少ないですよ。だから、工場の中にそういったものを併設するとか、公共負担で何かうまく流れる流通の仕組みを考えていただく中で、頑張る人を支援する施策みたいなものも今後は必要ではないかと思います。

重ねて、アパ・マンの歴史的な背景については、できたら大阪市さんから説明をいただけたらありがたいと思います。

○松本委員 5ページの「事業系ごみの課題」として、ビルの管理体制について問題意識を持っているんだという書きぶりがされていますが、その後の7ページから始まる「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」として、排出事業者に対する減量施策の中で、「排出

事業者」あるいは「事業者」という言い方だけで、ビルの管理者とテナントとの関係がまたごちゃごちゃになってしまっている。

ひょっとしたらさっきのアパートと一緒にわかりませんが、テナントが一生懸命ごみを分別しても、そのビルの管理者がきちっとしなければ、また同じごみに戻ってしまうということもありますので、そこは7ページ以降の中でも、あまり一括りの「事業者」と片づけしないで、書き分けていただいた方が対策として見えやすいのではないかと思います。

もう1つ、10ページの6の(2)ですが、大阪の場合は、すべての焼却場が電気なり熱のサーマルリサイクルをされていると認識していますが、最後に付けられている他の行政の漫画ですと、燃やすだけで何もサーマルリサイクルをしていない工場への紙ごみの搬入禁止というふうにも見えるんですね。サーマルリサイクルしていれば、すべて搬入禁止とする必要まではないのではないかと思います。

シュレッダーでも、繊維をそんなに細かく切らないシュレッダーが最近多くなってきて、うちなんかもそういうのを入れています、それであればリサイクルに適する。ただ、めちゃくちゃ細かく切るようなシュレッダーを使った紙ごみだと、ダンボールぐらいにしかならないということで、品質が悪いみたいですけど。製紙業界さん、製紙連合会も、すべて100%古紙というのではなくて、一部バージンを入れたほうが全体最適になるんだという話もありますから、何が何でも、すべてのプラスチックや紙ごみを焼却工場には一切持っていけないということをあまり厳密に決めすぎると、あと、フレキシビリティがなくなるのではないかと。それこそ全体最適からはずれるおそれがあるのではないかとこの感じもしております。

○小畑委員 8ページの9行目から10行目に、「建物用途別や品目別で資源化率が低くなっている部分について、引き続きリサイクルルートの調査・研究・情報発信」という形で記述をしてもらっていますが、食品については、食品リサイクル法という法律までできて、これは5年経ちまして、今年、見直しがされました。

今回の法律改正の中では、一応食品リサイクルの方向としては、飼料、肥料、バイオ関係という形で3つが大きく出されており、そのうち飼料、肥料はほとんど頭打ちの状態で、実際、バイオに行かなければならない状況になっています。しかし、バイオというのは、これからの新しい分野で、施設もきちっとしたものがありませんし、リサイクル費用も千差万別で、まだ非常に高いという状況があります。この辺については、ただリサイク

ル率が低いというだけではなくて、やはり大阪市が中心になって、今の財政状況では大阪市単独とまでは言いませんが、大阪府あるいは府下のいろんな都市と連携して、少なくとも新しい分野については実証プラント等もつくって研究をしながら、その実証プラントで受けていくという努力も必要ではないかと思えます。

先ほど業者さんが言われましたように、大阪の場合、10工場と破碎工場しかなくて、リサイクル施設はあまりないように思います。これだけいろいろと調査研究、情報発信などを書いてもらっていますが、そこからもう一步踏み込んで、実際に実証プラント等の施設をつくって食品リサイクルの支援にまでいけるような形に踏み込んだまとめにしてほしいと思えます。

○郡塙会長 これまでのところについて、事務局、何かございましたら、よろしく願います。

○辻課長 この「とりまとめ案」につきましては、一応今後の方向性ということでまとめさせていただいていますので、あまり具体的に「これをこうなさい」という提案ではない。あくまで方向性をここでご提案いただいて、それをどうするかというのは、この審議会でのご意見を踏まえて、大阪市が次の施策を検討していくという立場で「とりまとめ案」をまとめさせていただいていますことを、事前にご理解をいただきたいと思えます。

服部委員から、9ページの「モデル的实施の対象」に個別のごみの種類などを書けないかというご意見をいただきましたが、我々の考え方としては、中小規模事業者の排出実態がもうひとつ十分把握できていない。把握できていないがゆえに、あまり具体的な問題として提起できない状況にございます。従って、まず実態をきちっと把握していきましょうということでまとめさせていただいております。

それは、5ページ、イの中小規模事業者の関係で、「さらなる実態把握に努める」と表現させていただいていますように、その実態を踏まえた上でないと、服部委員がおっしゃっていただいているところの提起ができないかなと思っています。そのために、9ページ、イの「減量（リサイクル）の対象品目」のところ、当面、紙ごみに焦点を当てます。もう1つは、今、事業系ごみの排出実態調査をやっておりますので、その結果を見た上で、何をターゲットにごみ減量をするかを引き続き行政の方で検討させていただきなという立場で整理させていただいています。そうすると、例えば商店街では何が焦点になるのか、こういうごみの減量手法でどうか、ここで一緒にごみの減量をしていきまし

ようという取組みの輪がつかれるのではないか。そういうこととして提起させてもらっています。

もう1つ言われました啓発で、もうちょっと具体的な取組み例、「リアリティーのある形で」という部分について、具体的なお提案があれば、「表現としてはこういうことにしていきたい」ということを聞かせていただければいいかと思います。

それから、武智委員から言われましたアパート・マンションの関係、確かにマクロ、ミクロ、物理的という3点は、武智委員がおっしゃっているような問題があつて、障害が高いというか、非常に長期的視点の必要な問題もあると思います。従つて、アパート・マンションでは、今のところ、例えば「業者だったら全部分別なしで出してもええわ」という部分は、やっぱり問題ではなかろうかと思っています。廃棄物処理法とか法律の関係で、ごみを分別排出していく。その上で循環型社会をお互いにつくっていきましょう。そのことが環境にとってもいいという、その認識については基本的に押さえておかないといけない。そういう立場に立って行政も指導をしていくのが本来ではないか。その部分は審議会としてきちつと押さえたらどうでしょうかという形で、とりまとめをさせていただいていると。

○武智委員 これは例外があるからそれでいいですが、統計的な問題は別の角度からね。はっきり申しまして、ここの議題とは関係のないことだけど、固定資産税を払っているアパート・マンション業界の人は、この問題を私に非常に言いに来るんですよ。陳情しよう。全部取ってもらふことを前提にやろうということも起こっているわけです。早晩、これは問題になります。そこまで来ているので、今日のこととは関係なく、固定資産税との関係で行政は避けて通れない面もある。そことは別の角度で、統計的な面を一ぺん調べておいてくださいよ。これはお願いしておきます。今日の審議会とは関係なく。

今言われた審議会としての限界は、私もわかります。私が言ったことを全部載せてくれということではなくて、今言われた形でいいです。

○辻課長 それと、松本委員から、10ページの(2)、資源物等の搬入禁止対策でご意見をいただいている点につきましては、資源物の搬入禁止は、そう簡単に施策としてとるべきものかどうか。リサイクルルートの整備状況をきちつと踏まえた上でないといけませんよと、審議会でいろいろご意見をいただいているところなので、それはきちつと踏まえるべきではないか。先ほど松本委員が言われたように、シュレッダーも大ぶりのシュレッダー

ではリサイクルできるという具体の提案もございましたので、そういうところを見極めた上で施策としてとるべきではないかと認識しております。それで、まとめ方としては、「6. さいごに」の項目として、(2)資源物等の搬入禁止対策をとりあげまして、表現している項目について「こんなこともきちっとしてくださいね」ということで、集約をさせていただいております。

もう1つ、ビルの管理者、テナントの関係で言われたことも、表現としては「中小事業者」ということになっているかもしれませんが、何かこの文はこうだという具体のものがありましたら、ご提起いただけたらと思います。

○谷課長 東元委員から、アパート・マンションが許可業者収集になった経緯等を大阪市から説明してほしいということでございます。この審議会でも、以前、武智委員からもご説明なりがあったと思いますが、大きく言いますと、まず施設面での問題があるのかなと。

「施設面での問題」と言うと、ちょっと表現が悪いのですが、大阪市の場合、ごみ置場の行政指導が変遷してまいりまして、過去にはごみ置場としての指導等は何もございませんで、ビル側にもそういう施設がなかった時代もございます。そうした場合に、あえてビルと申しますが、ビルの奥まったところとか、いろんな場所にごみを集積される。それについて、私ども大阪市が直営で収集する場合に、道路ぎわまで出してほしいというお願いもしていたのですが、施設と管理上の問題は密接不可分ですが、施設の問題があるということと、ビルを管理されている方がなかなか道路ぎわまで持ち出せないという状況がありまして、そういう部分について許可業者さんに収集を委ねられたケースが多いのではないかと。

もう一方では、特に最近、単身者用のワンルームマンションが非常に増えてまいりまして、新しいワンルーム等ではごみ置場は一定整備されているのですが、そこにお住まいの方のマナー上の問題で、毎日とか、乱雑な出し方をされて、近隣の方とのトラブルが非常に発生していることもございます。そうした場合、大阪市は週2回しか収集しませんので、そういうトラブルを避けるために、オーナーさんのお考えで業者さんに毎日収集いただいているというケースもあろうかと思えます。

ですから、大きく分けますと施設面での問題、それと密接不可分の管理面での問題で、大阪市が対応できなかった部分で業者さんが収集をされているケースがあるかなと。前々

回ですか、東元委員からご案内がございましたように、大体1世帯当たり 100円ですか、低額の収集料で集められているのが実態と聞いております。

○郡寫会長 それでは、議論を続けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○花嶋委員 7ページからの「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」で、排出事業者とアパート・マンションに対する減量施策ということで、さらにその中に大規模建築物とか中小事業者という形になっていますけれども、排出者側に対する施策だけではなくて、先ほどから話が出ています許可業者さんも頑張ってくださいしていますし、紙ごみですと、紙ごみの回収事業者さんも頑張ってくださいしていますし、その他、私どもは大学という事業者ですが、そこに入っていらっしゃる飲料のベンダーさんたちも、飲料容器の回収等に貢献してくださっているということで、排出者だけではなくて、それを支える人たち、事業者にもう少し膨らみが出ると、一方向に例えば市の焼却工場に入るという方向ではない流れ方に、もう少し膨らみが出てくるのではないかなと思います。排出者ももちろんですが、そのほかの収集なり再生事業なりに取り組む方々の実態をもう少し把握していただいて、そちらの振興策みたいなことについて少し言及されたいかなと思いました。

もう1つ、これは細かいことですが、9ページで「中小規模事業者における減量施策」の中に、「モデル実施の対象」というので、商店街とか町会とかグループ企業とかいうのがあるんですが、もし可能であれば、市役所の出先機関みたいなものが小さな組織として、そんなに小さな組織はないのかもしれませんが、小さな事業者としてモデル的に頑張っていただけないかなと。すごいことをやるのではなく、一緒にうまく行かなさを体験していただきたいというか、一緒にもがいていただきたいなと思うので、もし可能であれば、市役所の出先機関の小さな単位が中小事業者と一緒に取り組むということもあってもいいのではないかなと思いました。

○宮川委員 先ほど東元委員から、アパート・マンションでも確実に分別しておれば、再資源化できるものはコンテナに入れているということをお聞きしました。私としては、パッカー車にそのまま全部一緒くたに入れて、そのまま投入口に入れて焼却してしまうというイメージだったので、そこまでされているのであれば、アパート・マンション、来年から透明の袋で出さなければいけないということで、当然、オーナーさんや管理者に対して行政が指導していただければ、「混在している時は持って帰らんよ」とか、そこら辺まで言っていただければ、確実に分別していただくことによって再資源化されるということで

いいと思います。ただ、コンテナに入れるのに許可業者の方がお金を支払うというのはわからなかったもので、そこら辺は私の認識不足でした。

アパート・マンションに関しては、市から必ず指導するという方向でお願いしたいと思います。以上です。

○村田委員 素朴な質問ですが、7ページの5、「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」の(1)が排出事業者に対する減量施策ということで、これは事業系のごみということでしょうけれども、それに対してアパート・マンションに対する減量施策が、9ページの下から4行目。アパート・マンションの排出ごみは、事業系というよりも家庭系のごみと認識したほうがいいんですね。その辺はどうでしょうかという点が1点。

前に武智委員からお伺いしたのですが、町内会は家庭ごみはやっておられるということで、かなり密接にやっている。8ページの中小企業事業者における減量施策も、資料7を見ますと、先ほど紙ごみについてとりあえずというようなお話だったのですが、紙の種類はいっぱいあるんですね。そして、事務所ビルとか学校・図書館とか、いろんな業務で紙の種類があって、この中でリサイクルできるものは何なのかを考えてみると、一般的に「紙ごみ」、再生利用な紙は何に当たるのかというのがわからなかったんです。

元へ戻りまして、地域組織で町内会等单位というのは、家庭ごみは、今、町内会で一生懸命分別とか、いろんなことをやっておられると武智さんが言われていましたが、前に指摘したのですが、平野区とか東成区とかの点在する事業所については、町内会でモデル事業を実施するというのではなくて、また新しいものをつくらないと、町内会は事業所のごみにはあまりタッチされていないのではないかなと思います。地域組織として町内会がすぐに出てきていますので、別の組織を想定したほうがいいのではないかなと思います。

グループ企業、フランチャイズチェーン、スーパーなどは、共同配送とか最近はやっていますので、そういったものの取組みでのグループ、同業種の組織があるだろうと思います。そういったものは「モデル的实施の対象」になり得ないのかなという感じがしました。

○中根委員 いわゆる有料化の話ですが、ここでも経済的インセンティブということを書いておられますけど、これは別の委員会に任せるような形で書かれていて、十分これについては書かれていないですね。けれども、神戸市の例でもわかるように、経済的なインセンティブが一番よく効くんですね。結局、神戸市では3割も減ったということがあります。

特に中小事業所、さらに言うと住居併用の事業所などになりますと、家庭系と区別がつかない。これも、家庭も含めて全部有料にしてしまえば、そういうことの問題がなくなるわけですね。しかも、先ほど東元委員からも出たように、いわゆる資源ごみとそうではないものについても有料の値段を変えれば、そういった形のインセンティブで、さらに分別しようかという話にもなります。

先ほど武智委員から、法的に縛りをかけたらという話もありましたけれども、強制的にやるというのではなくて、有料にすれば、むしろ自発的に分けてもらえるのではないかと思います。ですから、もっとそういうところはこの委員会でも取り組まないといけない、突っ込まないといけないのではないかと。それによって自動的に分けられる。

ただ、家庭系の場合、保護家庭とか経済的な負担ということで配慮されている面もあるかと思いますが、それは有料のごみ袋をただで配るとか、いくらか補助を出すとか、別の話として処理をすれば、ごみはごみでちゃんと有料にして、しかも資源ごみと分けて処理することによって、一挙に進むのではないかと思います。

○松本委員 さっき辻課長から、もうちょっとというお話だったんですけど、7ページの「排出事業者に対する減量施策」の①基本的な方向性の2行目を見ていただきますと、「排出者責任の徹底」及び「事業者自らの」ということで、排出者と事業者はどういう関係なのだろうというのが、まずこの1行の中でもわからない。その後出てくるのは、「事業者」という言い方なんです。

さっきちょっと例に出した、ビルにテナントが入っている。それが大規模か中小規模か、ビルの大きさによっていろいろあると思いますが、ビル管理会社がおそらく分別収集のキーだと思うんですね。そういうのがここで読めるのだろうか。広い意味の「排出事業者」には入るかもしれませんが、本当の排出事業者はテナントでしょうから、ひよっとしたら読めないかもわからない。その辺をもう少し明確にされたほうがいいのではないかと。というところです。

最後にサーマルリサイクルに触れたのは、あまり資料の中でサーマルリサイクルについて触れられていないものですから、もう少しPRに使われたらどうですかという観点で言ったつもりでございます。

ついでに、資料5ですが、家庭ごみに比べると事業系ごみがあまり減っていないと言うためにこの資料のデータが使われているんですけども、大阪は昼間の人口が非常に伸び

が大きいとおっしゃっている中で、10%減っている。これ、やっぱり平成10年度と17年度の事業者数とか昼間の人口がどう変わったのかとセットにして原単位で見ないと、減ったのか増えたのかよくわからない。家庭ごみについても、2割減っているのは、ひょっとして世帯数が減ったのか、あるいは人口が減ったのか、その辺との関係で原単位で見る必要があるのではないかと思います。

○服部委員 私も、先ほど具体的にということをお願いしたので、考えていた点を2つ申し上げたいと思います。

9ページで、ここに限りませんが、最初に事業者の方に来ていただいて、すごく先進的な事例を聞かせていただいて感銘を受けたわけですが、ああいった事例を啓発に使いながら、差し障りない範囲でご紹介いただくというのが、月並みですが1つです。これ、規模とか業種を変えて積極的に発信する。ここで「事業者」と一括りに言うと問題だと思えますが、さまざまな方々に知っていただけるとありがたいなと思えます。

こういう審議会に来させていただくので得られる情報という側面が強いので、そのあたりのところを、啓発の対象をうまいこと考えていただけるといいなあと思えます。場合によったら、環境局の方がどこか事業者の方の集まりに行き、プレゼンテーションをされてもいいのではないかと思います。何かのイベントの時には行って行う。それで、ある程度積極的に取り組まれている事業者の方には、あまりよくないかもしれませんが、ちょっと差別化してもいいのではないかとこのところまで思っています。

もう1点は、アパート・マンションに対する減量施策にからめて、居住者の方たちへの啓発ですが、すごく細かいことかもしれませんが、消費物を購入するコンビニとかスーパー、これは大学なんかもそうですし、高等学校とか学校もそうかもしれないですが、そういうところで重点的に何かやりようがあるのではないかと。市民全体にではなく、少しターゲットを絞った啓発をされてもいいのではないかと考えています。少し対象を絞った形の啓発キャンペーンをやられる。

そして、言葉にすれば「出前啓発」という形で、事業者の方の集まりに環境局の方が訪れて、事例のご紹介をしていただくということを考えています。

○東元専門委員 本当にごみって一括りにしにくいと思うんです。できるだけ実態に即した意見をお聞きしたいと思いますが、例えばアパート・マンションでも、おわかりの様に、大阪は1階とか2階がお店のマンションが多いじゃないですか。特にワンルーム等、

賃貸マンションがすごく多い中で、1階、2階はお店、商売をやっている、ごみもなかなか区別しにくいから、それも一括りで事業系ということで我々が収集しているケースもあります。そういう大阪ならではの事態というものも十分配慮して考えていかないといけないのではないかと思います。

10kg未満の話ですが、今回大阪市さんがデータを調べられたら、そこそこのトン数が出ているわけですが、家庭系と一緒に、これを今ただで収集処理されている。これは別の審議会で議論されるようですけども、ここを早く進めていくべきではないかなと。

これは、我々が許可業者だからということだけではなくて、ちょっと辛口の意見になりますけど、大阪市さんはこれだけ財政が逼迫していて、事業系は限りなく排出事業者責任で有料であるべきだという声が多い中で、長年やってきたから急にやるのは無理があるのと違うかということをおっしゃっている。資料2の3ページにもありますように、昭和11年の受託制度、それこそ僕らが生まれていない戦前の制度をいまだに用いられている。70年以上たっている制度がこの時代に果たしてなじむのかなと、単純に思うんですよ。

家庭系と事業系のごみをどうやって分けるのかというのは、分けようはいくらでもあると思うんです。袋の色を変えとか、これは工夫がないだけの話であって、10kg未満の問題については、大阪市の財政面も含めて、統一的に事業系は有料で収集処理されるべきということで早急に是正をするべきではないか。

それと、私たちが収集させていただいている得意先には、いろんな指導が入るんですよ。でも、10kg未満には指導はひとつもないでしょう？ 家庭系と同じ様な考え方で、排出指導は何もないわけですよ。そういう不均衡さも早期に是正すべきかなと。

また、今回の審議会にはあまり出てきていませんが、大阪市は、他都市と違う点として、排出事業者さんが直接持ち込みしていいですよという制度があるんですね。これは一般搬入ということで、数万tあります。これについても大阪市さんが管理体制をどれだけしっかりやっておられるか。お聞きすると、ほとんどノーチェックというか、排出指導とかダンピング調査なんかもほとんどやっていない。同じ事業系でありながら、そういう不均衡さみたいなところも是正をしつつ、減量に向けた指導をされるべきだし、コストについては応分の負担といいますか、昭和11年の制度が果たしてこの時代になじむのかというところで是正をしていただく必要がある。

最後に、リサイクルということで、なるほど今、世界的にそういう言葉が先に動いてい

るわけですが、先ほどおっしゃったように、紙ごみだから全部リサイクルできるじゃないかというふうに一括りにはできないと思います。たまたま今は、中国景気に乗って紙が海外に流通して、非常に高値で流通している。有価物というのは、有償の時期もあれば無償の時期もあって、逆有償になる時期もあるので、中長期的に将来を展望する中で、できるだけ切り替えのできる施策、フレキシブルに対応していけるような考え方も、この仕組みの中では考えていくべきではないかなと思います。そのあたりももう少し触れていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○郡塙会長 ほぼ時間が来ていますが、何かさらにこれだけはということがございましたら、よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。

それでは、今日の議論を踏まえた上で、さらに精査をしていただきたいと思います。その前に、今日の議論そのものを事務局からよろしくお願いいたします。

○辻課長 いろいろご意見いただきまして、ちょっと確認をしたいのですが、小川委員からは、要するに紙を中心に減らしていくのに小さな事業所が問題だということをおっしゃっていただきました。ここの表現としては、資源化物が少量・点在化するからリサイクルルートが未整備だという問題があるということで、5ページにそんなことを書かせていただいております。小口を巡回してやるシステムをどういうふうに組めばいいのかという問題があるという認識でありまして、具体の実施については、こうした課題を解決しないとけないと認識しておりますので、「とりまとめ案」としてはこういう表現でいかがかなと思っているのですけど。

もう1つ、中根委員から言われた有料化の問題は、確かに環境省の「有料化のための指針」もありまして、ごみの減量という視点からは1つのインセンティブになっております。我々としては、平成18年10月から、粗大ごみを有料化しているわけです。市民の排出される普通ごみも含めた有料化というのは、大阪市の場合、250万市民がおられますので、市民生活に与える影響は非常に大きいのではないかと思います。従って、今、市政改革の真っ最中なので、まず我々の方が行政改革・効率化を図りスリム化していく、事業そのものをスリム化していこうという動きをしているところで、それをまず先行したいなと思っています。

それで、有料化の問題を別の場でというのは、先ほど東元委員がちょっと言われました

が、大阪市の受託制度は昭和11年にできた制度です。歴史的なことになりますけれども、大阪市の非常にごみの処理処分の問題に苦勞してまいりまして、それをまず充実をしないとけないということで、処分地の確保とか焼却工場を確保してきた経過があります。いわば処理処分の問題について安全ネットのような形ができた中で、各種リサイクル法の関わりもあり、ごみ減量のための分別収集等に取り組んできたということでもあります。従って、受託制度に関わる審議の経過としては、もうここは経済的なインセンティブを与える方向に整理していくべきではないか。審議会としてはそういうご意見をいただいたと思っています。

有料化ということになりますと、長年親しんだこの制度の改正に向けて一気に推進することについては、松本委員からもご意見いただいていますように、それでいいのか、大阪市の制度として長年推進してきたのではないかというご意見もいただいておりますので、これは慎重に議論していきましょうということでございます。有料化となりますと、全体的な大阪市の手数料のあり方そのものに関わってまいりますので、それはその議論が必要になるのかなと思っています。従って、ここで有料化の問題について突っ込んだ議論よりも、大阪市の手数料という問題の中で改めて議論をしていただいたらどうかという理解をしています。

この「事業系ごみの減量施策のあり方」では、大体の方向性としては経済的インセンティブを与えるという方向性でのとりまとめをさせていただいたということでございますので、よろしくご理解をお願いします。

服部委員のご意見ですが、我々としても、8ページで「本審議会でもその先進的なごみ減量の取り組み事例について報告を受けた」ということとして表記し、こうした取り組みをそれぞれ取り組んでおられるところに反映されるように考えるべきではないかという認識でまとめさせていただいております。同じ認識かなと思っています。

○村山課長 アパート・マンションの関係でいろいろとご意見をいただいております。直近でございますが、来年の1月14日から、中身の見えるごみ袋で排出されないものにつきましては、残置して指導させていただくという形になってまいります。アパート・マンションに限らず、すべてのご家庭から排出されるものについて、そういう形にさせていただきますので、分別の促進については、私ども、まず黒い袋をなくさせていただいて、透明になれば、今度はその中に入っているいろいろな資源物についてもちゃんと分けていた

だくように、個々にご指導に入らせていただきたいと思います。許可業者さんが入っておられるアパート・マンションにつきましても、そういう分別の指導について許可業者さんにご協力いただく形で進めさせていただいていますし、ご協力いただけるものと思っております。

○辻課長 村田委員からのご質問ですが、アパート・マンションについては、事業系というより家庭系のごみになります。ただ、集計上は事業系のごみに入っているというのを大阪市の実態として報告しておりますので、そういうこととしてご理解いただきたいと思います。今後、これについては家庭系に入れるということでしたら、家庭系のほうへ集約していくことになると思いますので、検討していかないといけない課題と思っております。

もう1つ、9ページの「モデル的实施の対象」として地域組織、これは家庭ですねというご意見ですが、これを提起させていただいていますのは、今までの審議会の議論で、例えばごみゼロリーダーとか地域で集団回収の取組みもなさっている。そういうルートへいわゆる小さな事業所が一緒になってやる仕組みを考えたらどうでしょうかということをご議論いただいたと理解していますので、地域組織が核になって、事業者の皆さんも含めた形で集団回収、リサイクルの輪が広がるというのはどうでしょうか。そのことが、結果としてごみの減量になるのではないかと。その対象として地域組織ということで、ここにあげさせていただいております。

○郡塙会長 次回もこの答申案についての審議をしたいと思いますが、最後に、これだけは言っておかないと帰れないということがございましたら、よろしくお願いします。

○小川委員 先ほど回収の流通という話の中であったのですが、例えば古紙なんかの値段は今非常に高いわけですから、こういうものが山ほど廃棄物として出てきているというのは、私らはもうひとつ理解ができません。

こういう提案の中に、再生事業者とか古紙回収業者の流通の話をおっしゃる大阪としてはアピールすべきではないですかね。その辺のことを入れておいていただければ、例えば小口で分別しないから、雑多になって、大阪に収集してもらっているとか、東元さんのほうで収集してもらっているとかいうことがあるのであって、そういうことをアピールすれば、そういうものは極端に減っていくような気がするんですけどね。その辺のところをこの「とりまとめ案」の中に一言でも入れておいていただけるといいなと思います。

○中根委員 今度から指定袋制度を取り入れられると言っておられるのですが、前にも言ったと思いますが、大阪市、財政的に厳しい時に、広告を取れないのか。広告を取れば、それだけでも大分袋代も出るし、収入が図れるのではないかと思うんですが、そういうことは考えていないのかなど。

○郡寫会長 北九州がやっていますよね。ただ、美観の問題で、あんまり広告ばかり入っているのが見苦しいということで途中でやめた経過がございます。そういう面で、一回北九州を調べていただきましたら。

○辻課長 大阪市がやろうとしているのは、排出は中身の見えるごみ袋で出してくださいという、そういう指定なんです。

○中根委員 配るわけじゃないんですね。

○辻課長 そうですね。

○郡寫会長 それでは、本日はこれにて閉会したいと思います。事務局から、次の日程等をお願いします。

○辻課長 次の日程でございますが、今日いろいろご意見をいただいた分を整理、検討いたしまして、2月18日月曜日、2時ぐらいからということでご提案させていただきます。

○郡寫会長 皆さん方のご都合、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

次回は、最終的な答申案について、今日審議していただいた中身を踏まえた上での修正が出てくると思いますが、2月18日の午後2時ごろからになります。よろしくご参集をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○辻課長 もう1つ、封筒の中に「基本計画の進捗状況」を入れさせていただいております。これは、以前、「基本計画」のあり方について審議いただきまして、昨年2月に「基本計画」ができましたので、その1年間を振り返りました内容について書いておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

○並河課長代理 どうもありがとうございました。また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

閉 会 午後4時5分